

■不在者投票の方法

★佐用町(名簿登録地)以外の市町村の選挙管理委員会において投票する場合

例えば、仕事先や旅行先などの滞在地で不在者投票をする場合には、次のように行います。

※旅行先等での不在者投票は、全国の市区役所、町村役場等で行うことができます。

1)投票用紙等の請求

- ・ 佐用町(自分が選挙人名簿に登録されている市町村)の選挙管理委員会の委員長に対し、直接又は郵便等によって、投票用紙及び投票用封筒を請求します。
- ・ 請求の際に、不在者投票事由に該当する旨の宣誓書を提出し、同時に、佐用町(名簿登録地)以外の市町村の選挙管理委員会において投票する旨を申し立てることが必要です。

2)投票用紙等の交付

- ・ 不在者投票事由があると認められれば、投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書が直接又は郵便等により交付されます。

※不在者投票証明書は、不在者投票管理者が開封しますので、選挙人は絶対に開封しないでください。
開封すると、不在者投票ができなくなります。

3)投票方法

- ・ 交付を受けた投票用紙等を不在者投票をしようとする市町村の選挙管理委員会に提示し、点検を受けた後、投票記載所において記載した投票用紙を投票用封筒に入れ投票していただければ終了です。

※交付された投票用紙等を持って、必ずお近くの選挙管理委員会(市区役所、町村役場等)まで出向いてください。居宅等で投票用紙に記入されて、郵送された場合は無効となります。

郵便等により投票用紙等を請求する場合、交付までに日数を要しますので、手続は早めをお願いします。

